

No	本編	別紙	頁	第1章	第1節	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1		4	53			1			① 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価は、施設整備に必要な一切の費用からなる施設費と、施設費の一部を本市が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料からなるものとする。 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド:●、●%)による割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、本施設の引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード"JPTSTOA=RFTB"に揭示されている TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。 なお、提案書提出時に使用する基準金利は1.95%とする。	施設の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価は、施設整備に必要な一切の費用からなる施設費と、施設費の一部を本市が割賦で支払うことによって必要な割賦手数料からなるものとする。 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とし、割賦手数料は基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド:●、●%)による割賦利息相当額の合計とする。基準金利は、本施設の1期工事部分及び2期工事部分の引渡し対象施設それぞれの引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード"JPTSTOA=RFTB"に揭示されている TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。 なお、提案書提出時に使用する基準金利は1.95%とする。
2		5	64			1			1 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方	・ 金利変動による割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は本施設の引渡日の10年後の2営業日前の財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。	・ 金利変動による割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は本施設の引渡日の10年後の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA 参照)・リフィニティブのコード"JPTSTOA=RFTB"に揭示されている TONA ベース 10年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。